

「掛金拠出の弾力化」とリスク分担型企業年金

年金数理人 ながせまさのり **長瀬 正憲**

平成28年4月28日に社会保障審議会企業年金部会（以下、「企業年金部会」）が開催され、確定給付企業年金の改善（「掛金拠出の弾力化」及び「リスク分担型企業年金の導入」）について議論が行われた。これを受けて、平成28年5月27日に厚生労働省より確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関するパブリックコメントが公表され、また平成28年6月2日に企業会計基準委員会より「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等が公表されている。

「掛金拠出の弾力化」と「リスク分担型企業年金の導入」では、「財政悪化リスク相当額」、リスク対応掛金及び財政運営の仕組みなど、共通する考え方が用いられている。

本稿では、企業年金部会の資料に基づき、「掛金

拠出の弾力化」の目的、仕組み等を解説し、その後、「掛金拠出の弾力化」と「リスク分担型企業年金」との関連及び「リスク分担型企業年金」を導入する際の留意点等について解説する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

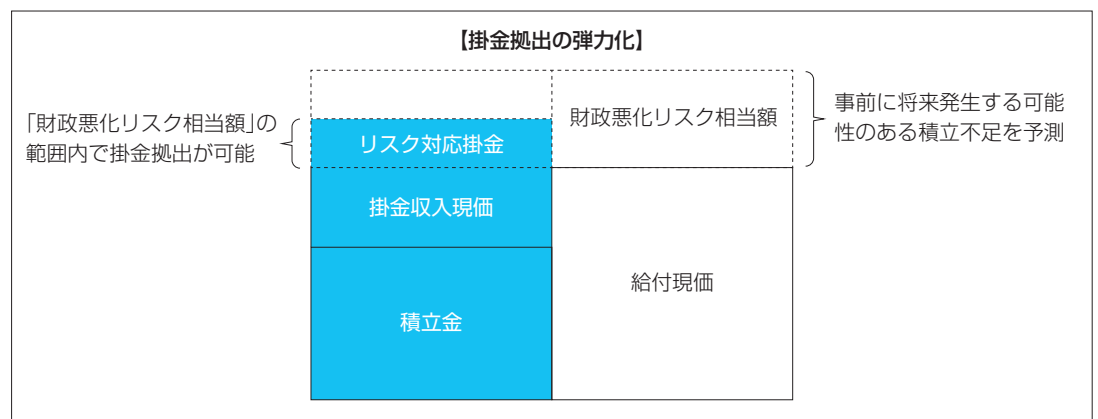
掛金拠出の弾力化

現行の確定給付企業年金における財政運営では、資産運用の低調等により積立不足が発生した場合、事業主は事後的に当該積立不足を穴埋めするルールとなっている。これに関して企業年金部会では以下に掲げる観点から課題があるということを示している。

安定的な財政運営	財政が悪化したときに初めて掛金対応を行う現行の仕組みでは、積立状況の悪化が掛金の増加に直接結びつく構造になっており、確定給付企業年金の安定的な運営という観点から課題がある
企業活動への支障	積立状況の変動は、景気の変動と連動することが一般的であるため、景気が悪化し企業業績が悪いときほど追加拠出が求められることとなり、企業活動にも支障が生じる
受給権保護	財政状況が極度に悪化した場合には、加入者等の給付減額により対応せざるを得なくなる事例もあり、受給権保護の観点からも課題である

これらの課題の解決方法として掛金拠出の弾力化が検討されている。具体的には、不況期などに掛金増加とにならないように、あらかじめ「財政悪化リスク相当額」を予測して事前の掛金拠出（リスク対応掛金）を行える仕組みの導入が提案されている。すなわち事後的に積立不足を穴埋めするだけではなく、将来発生する可能性のある積立不足（「財政悪

化リスク相当額）を予測し、その範囲内で事前に掛金を拠出するオプションを事業主に与え、事業主の裁量で弾力的な掛金拠出を可能とするものである。なお、これはあくまでも任意であって、追加的なリスク対応掛金の拠出を事業主に求めるというわけではない。



リスク対応掛金の拠出

「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という税制上の観点から、企業年金部会では「財政悪化リスク相当額」の測定方法やリスク対応掛金の設定方法について、一定のルールを設けることを示している。

(1) 「財政悪化リスク相当額」の測定方法

「財政悪化リスク相当額」については、20年程度に一度の頻度で発生しうる損失を基準として、「標準方式」及び「特別方式」の2つの測定方法が示されている。

標準方式」及び「特別方式」の2つの測定方法が示されている。

① 標準方式

財政悪化リスク相当額として、年金資産の将来の価格変動による減少リスク（価格変動リスク）を想定している。企業年金部会の資料では、以下のように国内債券、国内株式等の「資産区分ごとの資産残高」に「所定の係数」を乗じて算定することとされている。

【標準方式の計算方法および計算例】

①資産区分ごとに資産残高に所定の係数を乗じ、これらの合計額を算出
 ②「係数の定められていない資産」（その他の資産）の額を勘案した補正率を求める
 「資産合計」≤「給付現価」のとき
 補正率＝資産合計÷係数の定められている資産の合計
 「資産合計」>「給付現価」のとき
 補正率＝給付現価÷係数の定められている資産の合計
 ③財政悪化リスク相当額＝「①の額」×「②の補正率」

② 資産合計(15) ≤ 給付現価(20)のため
 補正率 = 15 ÷ 係数の定められている資産の合計(14)
 = 1.07

資産区分	係数の定められている資産						合計	その他の資産	資産合計	給付現価
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産				
資産額	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円	1億円	15億円	20億円
所定の係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%				
資産額× 所定の係数	① 0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	—	—	<u>2.3億円</u>			

③ 財政悪化リスク相当額
 = ①の額(2.3) × ②の補正率(1.07)
 = 2.46億円

この数値例では、総資産15億円に対し「財政悪化リスク相当額」は2.46億円（資産全体の16%程度）と測定されている。国内株式及び外国株式は「所定の係数」が50%と高いため、総資産に占める株式の比率が高いほど「財政悪化リスク相当額」は大きく測定され、結果としてリスク対応掛金の拠出限度額は増加することとなる。

② 特別方式

特別方式は実施する制度の実情をより反映することを目的とした方式である。前述の標準方式の計算方法の中で「係数の定められていない資産」の割合が20%以上の場合は、特別方式による算定が義務付けられる。なお、特別方式を使用する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は認可を受ける必要があるとされている。特別方式については、以下の基準が示されている。

〈特別方式による算定を行う場合の基準〉

【「財政悪化リスク相当額」の考え方】

- ① 給付現価から掛金収入現価及び積立金を控除した額が将来増加する危険に基づき算定する（資産と負債の差の変動に着目してリスクを算定）
- ② 20年に1回の頻度で生じると想定される危険を測定する（バリュー・アット・リスクによる場合には、片側95%の信頼区間を使用する）

【「財政悪化リスク相当額」の考慮要素】

- ③ 年金資産の価格変動リスクを考慮する。予定利率・予定死亡率・予定脱退率等の基礎率が実績と乖離するリスク（負債側のリスク）を考慮するよう努める

【技術的要件】

- ④ 関連する全ての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いる。データについては特別方式による算定が正確かつ頑健となるような期間にわたる数値を用いる

標準方式は資産側の価格変動リスクのみを対象としているが、特別方式は負債側で発生するリスクも対象としている。例えば、予定利率の低下リスク、死亡率の低下リスク（長寿化リスク）等が企業年金にとって重要な場合は、特別方式を採用する意味（「財政悪化リスク相当額」の引き上げ）があると思われる。

(2) リスク対応掛金の設定方法

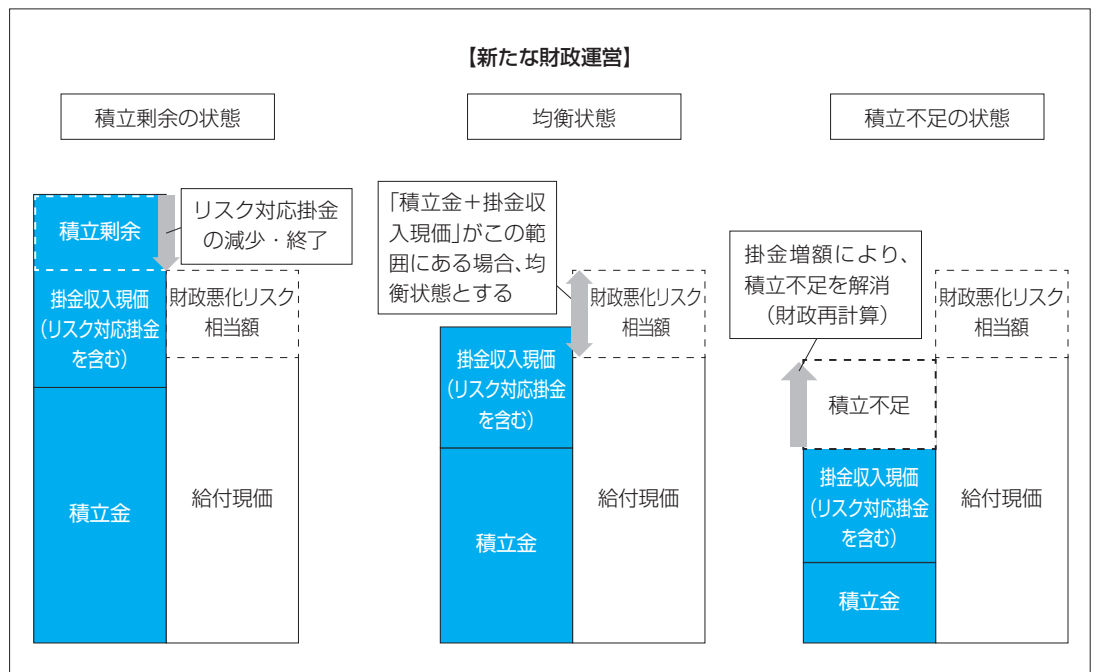
リスク対応掛金の拠出方法については、以下の基準が示されている。

- ▶ リスク対応掛金の拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期に設定
 - ▶ 5年から20年での均等拠出のほか、弾力拠出や定率拠出も選択可能
- 一点目については、特別掛金が既に発生している

積立不足に対応する掛金であるのに対し、リスク対応掛金は将来発生しうる積立不足に対応する掛金であることから、その緊急度の違いを考慮し設定されている基準である。また、掛金拠出の恣意性を排除するため、一度設定したリスク対応掛金は、（新たに過去勤務債務が発生、合併・分割等の大きな制度変更があった場合等の）大きな事情変更がない限り変更できない仕組みが示されている。

新たな財政運営の仕組み

掛金拠出の弾力化（リスク対応掛金の拠出）に伴い、それに対応した新たな財政運営ルールが導入される。この新たな財政運営のイメージは以下のとおりである。

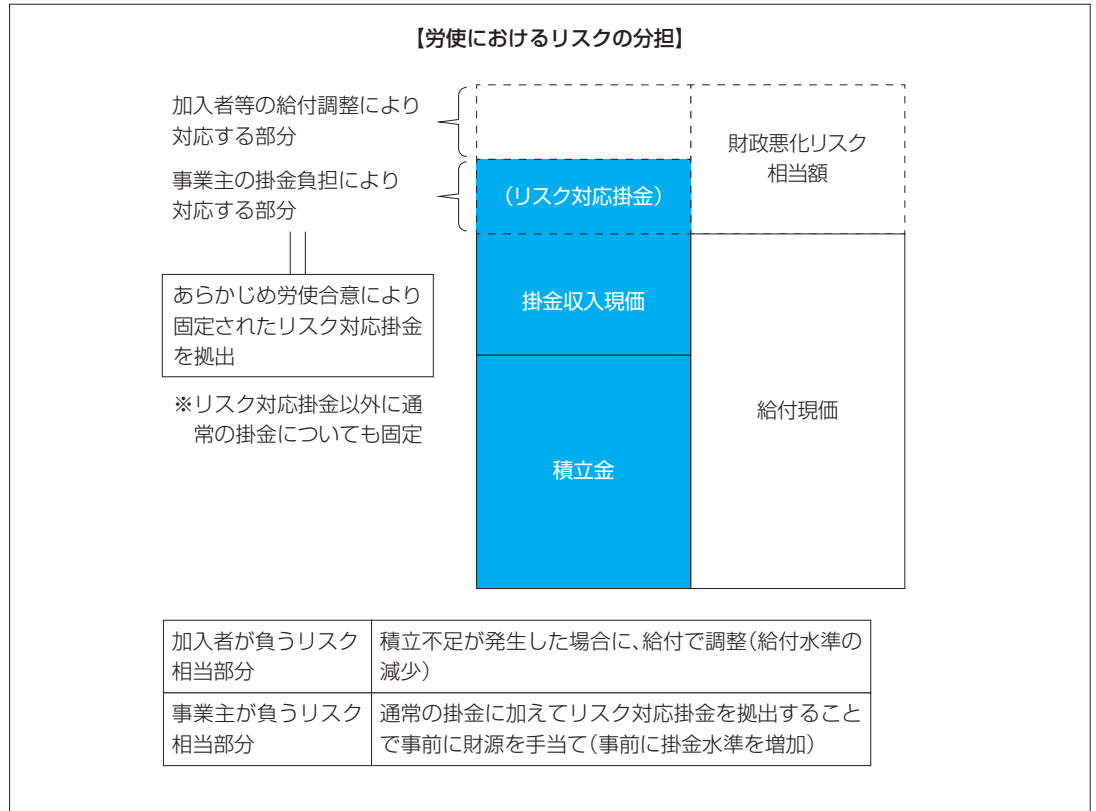


上図のように財政均衡の考え方に「財政悪化リスク相当額」を取り入れ、「積立金+掛金収入現価（リスク対応掛金を含む）」が「給付現価+財政悪化リスク相当額」の範囲内にあるときは、財政均衡の状態と考えるものである。

この仕組みのもとでは、財政悪化時でもその度合いがリスク対応掛金相当分の範囲内であれば掛金増加を回避できるため、財政悪化時に直ちに掛金増加が必要となる現行の仕組みの課題が軽減されていることがわかる。

リスク分担型企業年金での「財政悪化リスク相当額」及びリスク対応掛金

リスク分担型企業年金については本シリーズ①でその概要を説明したが、「財政悪化リスク相当額」、リスク対応掛金の概念、及び新たな財政運営の仕組みは、以上で説明した「掛金拠出の弾力化」と共通のものである。リスク分担型企業年金では、「財政悪化リスク相当額」を事前に見積り、労使合意に基づき事業主・加入者でリスク分担する仕組みである（下図参照）。



「掛金拠出の弾力化」では、「財政悪化リスク相当額」を測定し、その範囲内で弾力的な掛金拠出を可能とするものであるが、リスク分担型企業年金では「財政悪化リスク相当額」の概念を用いて事業主・加入者でリスクを分担するものである。共通する概念を用いるものの、その利用目的は必ずしも同じで

あるとはいえない。そのため、掛金設定時のリスク分担型企業年金における「財政悪化リスク相当額」の測定方法は、「掛金拠出の弾力化」とは異なるルールが示されている。標準方式及び特別方式の2方式が示されている点は同様であるが以下の取り扱いが異なっている。

〈掛金設定時の「財政悪化リスク相当額」の測定方法〉

	掛金拠出の弾力化	リスク分担型企業年金
標準方式	価格変動リスクのみ測定	価格変動リスク＋予定利率の低下リスクを測定
特別方式による算定の義務づけ	「係数の定められていない資産」の割合が20%以上となる場合	「係数の定められていない資産」の割合が10%以上となる場合、又は、予定昇給率や予定脱退率等の基礎率変動が重要と認められる場合
積立金の水準	掛金設定時	制度発足後、一定期間経過後（定常状態を推計）

これはリスク分担型企業年金では、「財政悪化リスク相当額」の測定結果（リスク量）が事業主と加入者のリスクの分担を大きく左右することになることから資産側だけではなく負債側のリスクも想定することが求められるためと思われる。また、リスク分担型企業年金では掛金の見直しは原則行われないことから、積立金の水準として制度発足後、一定期間経過したときの積立金（定常状態）を推計するものとされている。

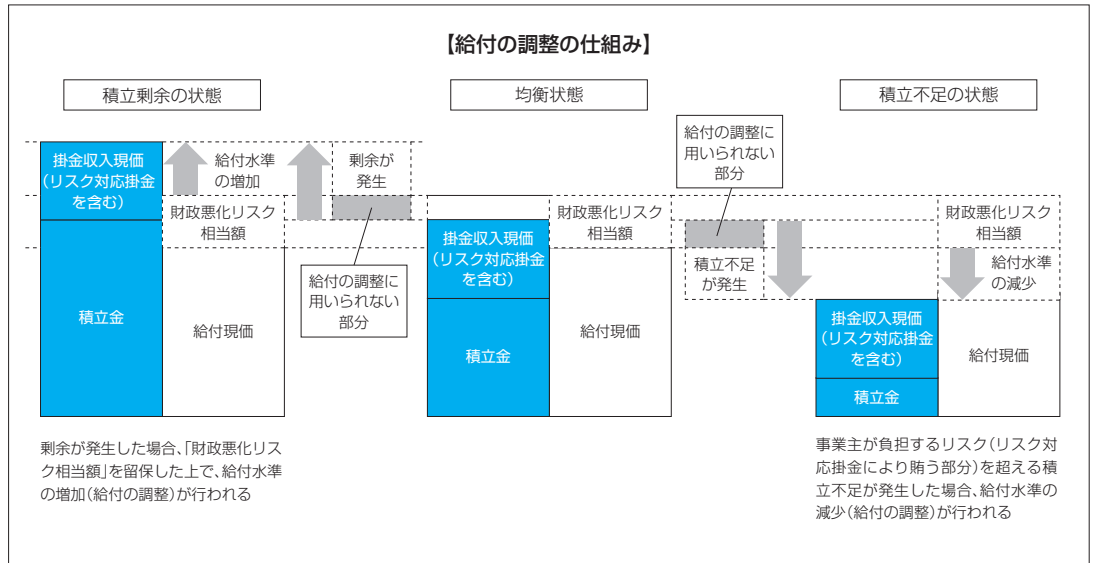
リスク分担型企業年金の導入

リスク分担型企業年金を導入するにあたっては、事業主と加入者でどのようにリスクを分担するのか、また、リスクを負うことになる加入者にどのようにして意思決定にかかわらせるかについて検討を行う必要がある。

(1) 「財政悪化リスク相当額」の事業主と加入者間の分担

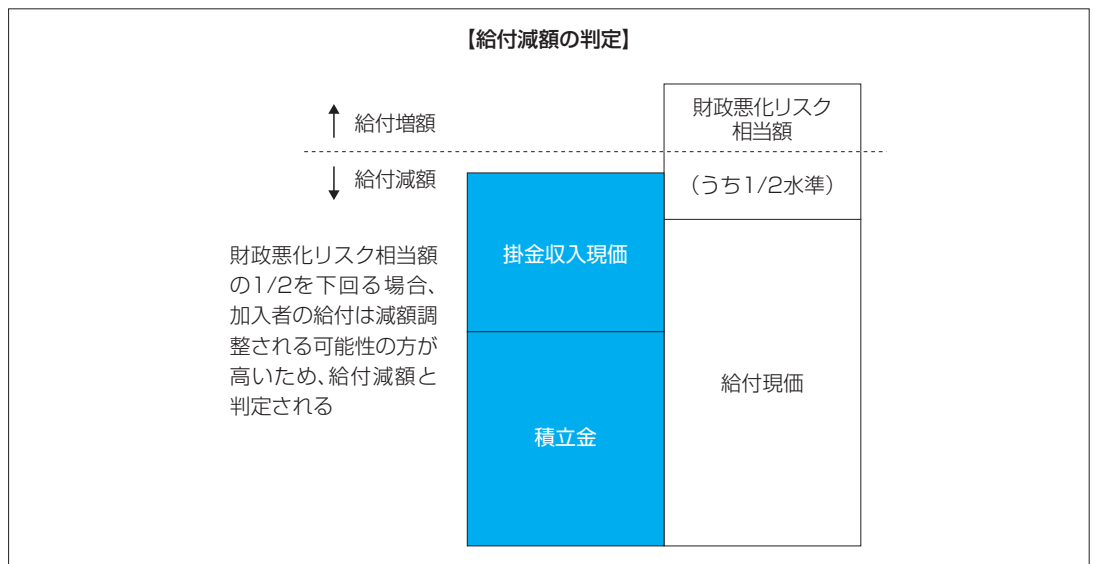
リスク分担型企業年金では、リスクを事業主と加

入者で分担する仕組みであり、加入者は「財政悪化リスク相当額」を超えて剰余又は積立不足が発生した場合、給付が調整されるリスクを負う(下図参照)。



そのため、「財政悪化リスク相当額」のうち事業主がどの程度負担するかにより加入者が負うリスク(給付水準が減少するリスク)が大きく左右される。すなわち事業主が負担する割合が多ければ増額調整される可能性が高まる一方、負担する割合が少なければ減額調整される可能性が高まる。そこで企業年金部会では、従来の確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に移行する場合、「財政悪化リスク相

当額」のうち、掛金収入現価等で措置されている割合が1/2を下回っている場合は、増額調整よりも減額調整が生じる可能性が高いため、給付減額と判定することとされた。給付減額と判定された場合には、従来の確定給付企業年金と同様に加入者の2/3以上の同意(加入者の1/3以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意)を得ることとしている(下図参照)。



このように「財政悪化リスク相当額」が給付減額の判定基準に用いられるため、「財政悪化リスク相当額」が適切に算定されていることが重要となる。

(2) リスク分担型企業年金における意思決定のあり方等

リスク分担型企業年金では、事業主は資産運用リスクを反映した「財政悪化リスク相当額」について

導入時に労使合意した一定割合のみを負担し、それを超えるリスクは加入者の負担となる。そのため、リスク分担型企業年金では、従来の確定給付企業年金とは異なり、加入者がリスク負担に見合う形で運

用の意思決定に参画するための仕組みが必要であるとされている。企業年金部会では以下の仕組みが提案されている。

委員会の設置	加入者の代表が参画する委員会を設置することを基本とし、委員会は、業務の執行を行う理事会又は事業主に対して提言等を行う
加入者の意向の反映	運用が加入者の意向に沿った形で行われるよう、 ① 事前に運用方針を定める観点から、運用基本方針や政策的資産構成割合の策定を必須とし、 ② その方針どおりに運用されていることを確認する観点から、委員会に参画する加入者代表は運用実績の詳細等について確認することができるようにする

またリスク分担型企業年金では、周知事項として従来の確定給付企業年金における周知事項に「年金額の改定を見通す上で有用な情報」を加え、加入者だけでなく、リスクを負担することとなる受給権者

への周知も義務付ける案が示されている。

以上

デロイト トーマツ 企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.deloitte.com/jp/book/er>

デロイト トーマツ 企業リスク研究所では、企業を取り巻くさまざまなビジネスリスクへ適切に対処するための研究活動を行っています。季刊誌「企業リスク」は、その研究成果や、各種リスクに関する実務経験を備えた専門家（研究所所属）の知見をお届けする専門誌です。最新号の試読も承っておりますので、是非この機会にお試しください。（お一人様一回限り）

〈最新号 第52号（2016年7月号）掲載予定事項〉

● **特集 地政学リスクを踏まえた、日本企業のあるべきリスク管理**

今後懸念される、日本を取り巻くリスク
外務省領事局海外邦人安全課長 石瀬様インタビュー
近時の企業の海外ビジネスにおける傾向
企業の対策として、あるべき備えの姿とは？

● **研究室**

Fin Techとリスク管理
インドビジネス環境の変化に即応するための現地決算早期化と精度向上

● **連載**

グローバルビジネスリスク最前線：世界各国の社会問題
保険ERM基礎講座 保険ERMと不易流行

お問合せ先 デロイト トーマツ企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohmatu.co.jp